

# 月例総会議事録

- 1 招集日時 令和6年7月17日（水）
- 2 開会日時及び場所  
令和6年7月17日（水） 午後1時45分  
防府市役所1号館3階南北会議室
- 3 閉会日時 令和6年7月17日（水） 午後4時47分
- 4 委員氏名

## (1)出席者（17名）

(1番)池田 静枝 (2番)石川 眞平 (3番)小山 巽 (5番)原田 政祥  
(6番)倉重 俊則 (7番)木原 伸二 (8番)田村 正信 (9番)松田 祥治  
(10番)貞平 克己 (11番)池田 寛 (12番)松永 初恵 (13番)熊安 悦子  
(14番)末廣 儀久 (15番)弘中ヨネ子 (16番)原田 道昭 (17番)藤井 伸昌  
(18番)横木 勉

## (2)欠席者（1名）

(4番)関谷 芳広

## 5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	栗原 努
〃 事務局長補佐	重村 郁子
〃 農地振興係長	砂田 智子
〃 書記	福田 謙一郎

## 6 提出議案及び報告事案

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第45号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）  
議案第46号 【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用集積等促進計画の公告）  
議案第47号 非農地判定について  
報告第42号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第43号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第44号 農地法第18条（通知）

報告第45号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第46号 農地法施行規則該当転用届について

報告第47号 現況証明書の発行について

報告第48号 時効取得について

## 7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

8番 田村 正信委員

9番 松田 祥治委員

---

午後1時15分開会

○事務局 それでは、ただいまから令和6年7月の月例総会を開催いたします。

本日は4番の関谷委員が欠席でございます。過半数の委員が御出席ですので、農業委員会会議規則第6条の規定により総会が成立することを御報告いたします。

それでは、議長として議事の進行をよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、議事を進行させていただきます。

本日の議事録署名委員さんは、8番の田村委員さん、9番の松田委員、お二方にお願ひします。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事進行させていただきます。

議案第42号、事務局、説明お願ひします。

○事務局 議案第42号、初めに議案の修正をお伝えします。お手元の修正連絡票を御覧ください。

議案書4ページ、受付番号13の地番の表示を修正します。

では、御説明いたします。議案書の1ページ、資料の1ページからです。

議案第42号は農地法第3条の規定による許可申請についてです。今回の申請は15件になります。目的については、所有権の移転が15件です。譲渡理由は、耕作困難が13件、高齢のためが1件、生前贈与が1件です。別途営農計画書を御参照の上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願ひします。

○9番 9番、松田です。よろしくお願ひします。

議案第42号の1について、所有権移転の申請です。現地確認及び申請者への聞き取りを昨日行いましたので報告いたします。

現地は、——から南西——mぐらいのところにあります。譲受人は以前から譲渡人のほうからその土地を借りて今までも耕作していたということなので譲渡に関しては至って問題ないかなと思っております。譲受人の土地からも隣がその土地に当たりますので耕作に関しても今後問題なく行われるのではないかと思います。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件を全て満たしていると判断しますので、御審議のほど、よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、小山です。議案第42号の2について説明いたします。資料は5ページからになります。

場所は6ページを見ていただくとお分かりいただけますが、向かい側が——が見える——というところがございます。付近一帯は住宅が密集する市街化区域になっております。近くには——があり、——ところがございます。

現地調査を6月20日及び24日に事務局2名、石川小委員長、私の4人で行いました。資料を御覧ください。

7ページを御覧いただきますと、本件は道路を挟んで宅地がありましてその奥に農地があるわけですが、今回はこの空き家になっている建物と宅地、これらを含めて一体として申請者の方がお買いになるという事案でございます。過去には譲受人の人が売ってくれということで話をされたようですが、ちょっとごたごたがあって契約が遅れたというようなことでございます。8ページを御覧いただくと営農計画書というのが出ておりますけれども、これによりますと、利用計画では小松菜、ジャガイモ、キャベツなどの季節物をつくって市場に出したいというようなことを計画しておられるようでした。今までは屋敷の一部を家庭菜園としてつくられたり、あるいは、前のページを御覧いただくと「——」というのがありますけれども、これは譲受人の人の作業場というふうになっていまして、そこの一部を家庭菜園でつくっておられるというようなことで、その延長としてここを購入して新規就農をしたいということのようでございます。

ここに書いてあります利用計画書にあります農具等についてはまだ整備はされておられません。中古の耕うん機等を使ってやっていきたいと。——m<sup>2</sup>からありますのでとてもくわ等でやっていける規模ではありませんから農機具は必要だと思います。譲受人の人が——という——の

———でして、———ぐらい、———過ぎの方で、———で農地を耕作したいということのようでございますけれども、かなり面積がありますから大変だろうなというふうに思っています。ここはちょっと袋路みたいになっていまして、この屋敷を通っていかないとこの農地には入れませんから、一体利用ということになりますので管理をしていただけたらというふうに思っております。

現状は防草シートを敷いてありまして、一応、保全管理は十分なされております。

本件の申請は、下限面積の撤廃が去年の4月にありまして、非農家の人でも農地が買えるということで一体利用されることで購入を検討されたものであります。若干、面積的に果たしてうまくやってもらえるのかどうかという危惧は、今まで本当の家庭菜園しかやっておられませんので、危惧はないことはないんですけれども、先ほど申し上げたように、この農地はこの屋敷を通って行かないと道がないということでこの方が利用していく以外はありませんからやむを得んのかなというふうに思います。御審議のほど、よろしくをお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。議案第42号の3は所有権移転の申請です。現地は———と———のすぐ近くにあります。7月13日にお話を伺いました。

譲渡人と譲受人は———で譲受人が———になるということでした。———は、実は年齢が聞いたら———歳とおっしゃったのですが、めちゃくちゃ元気な———で、つい最近も山へ登ってきたとおっしゃるので当分大丈夫かなとは思いますが、譲渡人は、———になられてそれからもう農業ができなくなったということで、もう5年以上この土地は耕作されていません。資料11ページが分かりやすいと思いますが、すぐ横の土地を譲受人の方が現在水稻をつくられていまして、すぐ隣にあるので、この際、買おうということで話がついたようです。

———なのですが、当面、———とこの———とで耕作はしていくということで、長い年月、5年以上放置されていますので取りあえず草を刈らにゃいけんということで公社へ頼んでいるそうです。秋以降じゃないとできないということだったらしいですが、最初は刈ってもらわんとどうしようもないだろうということで、公社に頼んでいるということでした。

それから、12ページの営農計画書ですが、「耕うん機1台」と書いてあるのですが、これはトラクターです。ちょっとこの面積で耕うん機、できんことはないけど、きついだらうなど。トラクターでした。

特に問題はないと思います。農地法第3条2項の各号についても特に問題はありません。現在、隣の田んぼは耕作されていますので引き続いて一緒に耕作していくということでした。皆様の御審議、よろしく申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田です。議案第42号の4は所有権移転の申請でございます。

この件に関しまして、以前、事務局より連絡を頂いていましたので、本人も電話で購入すべきかどうか悩んでいると話して下さっておりました。「太陽光になるよりはいいのじゃないですか」という感じで購入を勧めていたところでした。

場所は資料の13、14ページを御覧ください。——地区です。——から東へ——mくらいのところ。購入されるのは——で6月20日に——と一緒に我が家へ来られました。譲渡人は耕作困難ということで太陽光の会社に売ろうとされていたそうですが、——m<sup>2</sup>の土地ですので面積が狭く会社から断られたそうです。それで譲受人の家や土地がすぐそばなので話を持ちかけられたということです。

——も価格が少し高いのではと不安があったそうなんですけれども、——が購入したいと希望され、決心されたそうです。第3条の申請書も本人がネットで調べて書かれたとのことで一緒に見せてもらいまして、積極的だなとすごくそういう面が伺えました。

農地法第3条2項各号について説明いたします。

第1号の全部効率利用要件についてですが、営農計画書のとおり、また、農機具の保有状況から見ましても農地全てを効率的に利用されると見込まれます。

第2号、第3号は該当いたしておりません。

第4号は農作業常時従事要件ですが、これは計画書のとおり本人を中心に現在もこれからも農作業に従事されると判断いたします。

第5号の転貸禁止要件ですが、これは該当しません。

第6号の地域調和要件ですが、これは家や自分の圃場の続きなので、人に迷惑をかけられるということもなく、また、これまでも地域の人たちと仲よく、むしろ先頭に立って頑張っているらしいです。これからも私もずっと応援していきたい方です。

以上のことから、全ての要件を満たされていると判断いたします。皆様方の御審議、よろしくお

願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見のないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番、横木です。議案第42号の5番は所有権の案件です。現地確認を7月10日、事務局の方2名と池田委員で行っております。譲受人への聞き取りは7月14日に行いましたので報告します。

現地は17ページと18ページを御覧ください。ちょっとよく分からないんですけど、真ん中にバス停があります。——のバス停があります。そこから南東に——mくらいの位置にあります。譲受人さんは——、今も——保全管理に務められている状態です。

19ページで説明したいんですけど、地番の——、これは譲受人さんの農地で、去年までは今から出てくる申請地を所有されていた方が耕作されていました。ですが、——ということで今回戻されたということです。また、この農地には進入路がないために道路沿いの申請地を取得して、今後、農地の維持管理をすることです。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず第1号の全部効率利用要件についてですが、——もたまたま帰られてやるんですが、主として譲受人さんですが、結構、面積があるんですよ。これは——m<sup>2</sup>ですか、あるんですよ、ほかの農地と合算すれば。それを、今、全て保全管理をされている状態です。今後もあるということで、特に問題ないと。全部効率利用要件は該当するということです。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定には該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、日頃は一人で作業され、農作業を行う必要がある日数についても従事されるとのことです。

第5号の転貸禁止要件ですが、自らが保全管理されるので、転貸禁止要件には該当しません。

6号の地域調和要件ですが、——には参加されているので支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件を全て満たしていると判断します。皆様の御審議、よろしくをお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

○2番 2番、石川です。結果は、道がないということで、この申請を通しとかんと後々困ると思うんですが、「保全管理で」という部分が営農になるのかどうか、ちょっと事務局に教えてほしいんですが。

○藤井会長 事務局。

地元委員さん、これは全然何か作物をつくられるあれはないんですかね。「作物の出荷先に出荷します」と書いてありますけど。

○18番 言い忘れたと言えればそれまでなんですけど、申請地というのは漢方薬になるようなことになる木をちょっと植えたいという話はされていました。

○2番 申請者がですか。

○藤井会長 どうですかね、事務局。保全管理が全部効率利用要件に認められて対象となって許可しているものかどんな感じなんですかね。

確かに石川委員がおっしゃったように、この田んぼを今回所有していただかないと奥の田んぼの管理もできないという現実は仕方ないと思うんですけど。

薬草中心に果樹をやられるということなんじゃないかな。

○18番 なんか木の名前を言われたんですけど、ちょっと。

でも、あれですかね、今の申請地に何か植えつけとけば問題ないという理解でいいんですか。ほかは全部……。

○藤井会長 いやいや、その前にお持ちの田んぼを保全管理しとるということ自体で、これ、新たに農地を買う、全部効率利用要件がクリアできるかという問題だと思うんですよ。

事務局、見解はどうなんですか。

○事務局 農地法の処理基準を読みますと意向調査のときに緑とか黄色とか、そういったものがついている。

○18番 ことはないです。

○事務局 そんなことはないんですかね。

○18番 そこは中山間から地域ですから、境をちゃんとやられております。

○事務局 そういった法第32条第1項に該当するような場所になっておればもう認められないということは当然であるというような解釈になっています。

あとは、ちょっと耕作が難しいようなところがあって、今、まさに何かはつくっていないんだけど、常に耕作ができるような状態に保つ行為が行われていればそういう難しい農地は大丈夫というような解釈も書いてあります。

○藤井会長 分かりました。それならば特に問題はないかと思しますので、ぜひ今回申請の農地は計画どおりその作物を栽培していただけるようによろしくお願いします。

石川委員、それでよろしいですか。

○2番 はい。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番の大崎高井担当の熊安悦子です。資料は21ページを御覧ください。議案42号の6は所有権の移転の申請です。現地確認及び申請者への聞き取りを7月10日に行いましたので御報告いたします。

現地は—————から1km北西で、以前あった—————へ向かう左側道路沿いにこの畑があります。大体500mくらい離れた場所です。—————、—————の2筆と自宅を中心にして500m西に田の7筆、—————、—————、—————、—————、—————、—————の全てが譲受人の申請地です。

譲渡人は—————のため耕作困難ということで、昔から草刈り管理など、自己所有農地周辺の休耕地の保全管理を引き受けておられた方が譲受人になります。

7筆の場所へ行くには、自宅の左側、ここの21ページにある細々とした小さいところがたくさんあります。この場所へ行くには、道路幅が狭くやっとな軽トラで通れるぎりぎりの道幅であるため、買い手もなく畑が山林化していましたが、譲受人は木々を伐採しながら管理されている様子でした。農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について御説明します。

まず第1号の全部効率利用要件について、譲受人の耕作要件や農機具・倉庫を見せていただきました。営農計画書の26ページにもありますように大きな自宅倉庫に数々の農機具がたくさん入っております。また、倉庫前には農作物の出荷準備がしてありました。

第4号の農作業常時従事要件も、いつも—————で行っておられます。

第6号の地域との調和要件も、今回の権利移動によって周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。ちょっと確認ですけれども、これは、人は何人ぐらいで作業されるんですか。

ようか。それは……。

○13番 私も最初、不思議に思って、この申請者、譲受人という方が——歳の——なんですね。——って、これからこれだけのものを購入してどうしてんかなと思って、すごく不思議に思っていたのですが、今、その——、——歳の方はとてもお元気で、——、——、——と一緒にご一緒におられます。——たちが近くに——と一緒に住んでおられるんですが、普段は——たちを当てにせず、いざというときには——たちも——で来てお手伝いをしてくださるそうです。だから、今は全然心配ないから、僕たちが頑張るからということで、——にも言っておられて、時々はいろんな道具のこととかいろんな土地のこととかもお話しされているみたいです。以上です。

○藤井会長 よろしいですか。どうぞ。

○6番 ちょっと心配しているんです。今は元気なのはいいです。とてもいいことで。いい。これも通すべきだと思うんですが、将来もしやれんようになった場合、この方は——をお持ちなんですね。それにプラス——くらい増えるわけですね。

○13番 そうですね。

○6番 だから、そのあたりの将来展望がしっかりされとくほうがいいのかなと思いますのでよろしくをお願いします。

○13番 ちょうど私がそこに訪問したときも玄関先には、——の方かどうか分からないんですが、ちゃんとシールが貼ってあって準備がされていまして、お野菜なんかの。だから、そういうふうにして全て畑にされるようなことをおっしゃっていました。元気の間は出していく。そのうち、もし自分たちが駄目になったら——にご一緒してもらおうというふうにおっしゃっていました。

○藤井会長 将来の不安はありますけれども、——歳の、——がそれに近い同じような年齢だと思うんですが、実際現在、——と——の朝市に毎日出荷されていますので、そういう意味ではしばらくはこれを続けていただけたらと思います。この地域は正直言って、この方以外に農作物を熱心に栽培されている方はおいでになりませんので、できるだけ頑張ってくださいと思いますし、この方自身が元々は——をやられている方で、——もお持ちですので、この農地を購入されれば圃場整理をして少しは使い道のいい将来的な農地にしていただけたらいいんじゃないかという希望をしておりますので、ぜひ承認していただければと私自身も思っております。ほかに何か御意見がございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認いたします。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○6番 6番、倉重です。本案件は、譲渡人が譲受人に——m<sup>2</sup>の農地を譲り渡す案件であります。

その前に、どうしてこういうことになったかということをお話し上げましょう。

29ページを御覧ください。これもちょっと分かりにくいんですけど、該当農地が三角なんですけど、何でこうなったかという、ここは——が通っておるんです。もともとは「——」という農地だったんですが、これが——の拡張工事にばっさりかかりまして三角になってしまったということでここだけ残ったんです。隣接している方が譲受人でありまして、——というのが農地もありますが、これはほとんど宅地なんです。この方が譲り受けをされるのがベストだということでもあります。

譲受人につきましては、この地域、かなり——ありまして、ちゃんと耕作しておられます。しかも、大変貢献されています。——もされて、——もされて、先頭に立ってやるような方です。全然、人間的に問題はございません。したがって、全部の要件をクリアしていると思います。報告は以上です。

○藤井会長 では、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番承認いたします。

続きまして、8番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番の貞平です。資料は31ページから34ページまでです。場所は、——の南側に位置するところです。現地確認は7月8日に、事務局の2人と木原小委員長と私で行きました。

33ページを見ていただくと分かるんですが、現在の——、これが新しく農地にされる場所ですね。その右側に——という地番があって——と書いてある、これは太陽光になっているんです。そして、その太陽光との道に挟まれた非常に狭い、面積的に言うと——m<sup>2</sup>という農地なんですけど、今、現状は草が生え放題だということです。これは新規就農ということになるんですが、譲渡人は——に住んでおられまして、営農計画書を見ていただくと分かりますが、34ページ、「ブルーベリー、トマト、キュウリ。露地野菜を植える予定」と書いてございます。そして、——で耕作しますと。通作の距離、農機具等は道路の反対側の——、ここの家に置くと、これは「購入予定である」と書いてあります。

そして、電話で確認したんですが、この——のほうへ。そうしたら、この方は、今現在、——をされておられて、来年の一月ですか、——ということらしいです。そして、——

は————、————だということでございまして、一月からここに住んで、道路の反対側に住んで、農地も営農計画書どおり耕作するというございまして。農機具なんかは「よく分からないのでホームセンターで買う」ということをおっしゃっていました。作るものというのは、ブルーベリー、トマト、キュウリの露地野菜をつくるんだと、自分で食するんだというふうにおっしゃっていました。

農地法の第3条2項には該当するんじゃないかと私は思っております。————でございまして、その本人から聞いたんですが、「毎日、農作業をやることは不可能だ」というふうにおっしゃってました。「でも、草刈りから始めにやいけんし、いろいろなことがあるだろうから一生懸命やります」というふうなことをおっしゃってましたので。ということで、私はええと思いますが、皆さん御審議をよろしくお願い申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番、承認いたします。

続きまして、9番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番、原田です。議案42号の9番は所有権移転の申請です。現地確認は7月8日に木原小委員長と事務局と共に実施しましたので、その後の調査も含めて報告します。

資料につきましては、35から38ページというようになっておりまして、36ページと37ページのところを開けていただいたらと思います。

申請地につきましては、上に空白の多いところがあります。これは————ですね。下のほうに————がありまして、その中間地点にあるということで、申請地のすぐ上、北側になるんですが、————が走っておりまして隣接しております。それから、ここの地区は————という地区になります。

申請地につきましては、譲渡人が10年くらい前に耕作をやめられまして、現在は除草剤による保全管理ということで、土地はどっちかというとかちかちというふうな土地になります。

それから、37ページなんですけど、申請地のすぐ南側に宅地番号で————になりますが、これは譲受人の住居があります。これは譲渡人から宅地を購入し、それから最近になって自宅を建てられまして、先月入居されたということでございまして。

それから、譲渡人につきましてはすぐ————に住んでおられまして隣り合わせということになります。宅地も農地も隣り合わせているというふうなところなんです。

それから、今回の所有権移転の申請につきましては、譲受人が————に勤務されてい

ることがきっかけで農業に興味を持ったということで、譲渡人が——で耕作困難な状況を見て承諾したというところがございます。38ページに営農計画書がありまして、これ、内容を確認させていただきまして、作物のところ、ミカンなどの果樹になるんですが、話を聞いたらライチとかブルーベリーでポット栽培をしたいというふうな話がありました。

それから、農機具のところなんですけど、「草刈機1台」とありますが、これにつきましては——から借りてくるというふうな話をされました。それから、「耕うん用の機械がないですね。——ぐらいあるんでちょっと要るんじゃないですか」ということで話をし、「今のところは計画はないようなので、雑草の処理も含めて検討されたほうがいいんじゃないですか」というふうな意見はしておきました。

次に、農地法の第3条第2項の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

1号の全部効率利用要件について、農作業で困難なことが今からあるんじゃないかなというふうに思いますが、農業経験をされているということで農地の全てを効率的に利用できるんじゃないかなというふうに思われます。

それから、4号の農作業常時従事要件についてですが、——まだ間もないんだろうなというふうに思います。——、それから申請地も居住地に隣接しておるということで問題ないと思います。

それから、6号の地域との調和要件について支障がないというふうに思います。

2号、3号、5号については該当しておりません。審議、よろしくお願ひしたらと思います。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。確認なんですけど、隣接する農家さんが田んぼとなっておるんですが、例えば、——、——というのは田んぼで、これは今現在耕作されておるんですよね。ちょっとだけ気になったのが。

田んぼに稲以外の作物をお植えになるということでちょっと農薬とかがどうなのかなと思ったり、その辺の知識はお持ちだとは思いますが、その辺の周辺の農家はどうなんでしょうか。

○5番 初めにちょっと申し上げましたが、10年ぐらい前までは耕作されていましたが、ここは田ですかね。

○6番 はい。

○5番 稲を植えておられたと思うんですが、それ以後もう全く耕作はなく、除草剤をずっとかけておられまして、かちかちになっています。水路については使用できるかどうかはちょっと分からないような状態です。

○藤井会長 よろしいですか。

○6番 要するに問題ないということですか。

○藤井会長 いや、今の御質問はあれでしょう。申請地の両隣の田んぼがどういう状況かでしょう。

○6番 そうそう。例えば耕作されていると農薬とかで飛散の問題が出てくるかなと思ったりもしたんですけど、それは今回は大丈夫かなと思いましたが。

○5番 両隣はちょっとこの圃場よりも状態が悪くて、耕作放棄地に近い状態、両隣は。というふうになります。

で、ここはすぐ上に————が走っているんですね。非常に騒音、こういったのもあるし、————おられまして————というふうなエリアでもあるというふうに思っています。

○藤井会長 ありがとうございます。ちなみに、お伺いしますが、これは————というのは————のことですか。

○5番 そうです。

○藤井会長 てことですね。では、御自分で本気でやられてから————のところから————されても困るでしょうね。地元委員さんとしてはできるだけ協力してあげていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、9番、承認いたします。

続きまして、10番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番、原田です。議案42号の10番は所有権移転の申請です。現地確認は7月9日に自己が実施しております。その後で調査もしましたので、それも含めて報告します。資料につきましては39ページから42ページということで、40ページと41ページを開いていただいて。

申請地につきましては、————の北側にある第2種農地ということで、————というところですよ。

申請地には進入路がありませんでしたが、雑草は刈られて保全はされているという状況です。

隣接する南側は、ちょっと分かりにくいんですが、地上げをされまして、これは————の————が————の所有地というふうになっていますが、そこが該当します。ですから、この————が————に貸しているというふうな状況であるのかなというふうに思います。

それから、隣接するすぐ北側は、これはフェンスが張られまして、太陽光発電所が設置されてあります。

隣接する西側、農地番号の———ですが、これは保全管理の農地がありまして、この農地を持っておられる方が、実はこの該当する申請地の草刈りをされているというふうに聞いております。

それから、譲受人から所有権移転の話聞いたところ、この方は———を行っておられる方で、「譲渡人から全ての所有土地の処分の委託を受けて最終的に当申請地が最後に残ったということで自分が買うことにした」と話を聞いております。

「進入路がないですよ」という話をしたら、その過去の件については、隣接する、今の管理されている農地の所有者の方にこの承諾を得たいというふうな話になりました。それから、譲受人については、ここ以外にも———に農地を持っておられるということで、確認に行ったところ、水稻の植えつけがきっちりされておったということでございます。それから、———に隣接して農業用の倉庫がありまして、ここにそれぞれの農機具が保管されているということです。コンバインもありました。ということでございます。

農地法第3条第2項の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

1号の全部効率利用要件について、倉庫があつて機械も保管されておりまして、労働も確保されており、農地の全てを効率的に利用できると考えております。

それから、4号の農作業常時従事要件について、譲受人は主に———で農作業を行っているということで問題ないと思います。

6号の地域調和要件について、支障ないと思います。

2号、3号、5号については該当しておりません。審議よろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願ひします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手、お願ひします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、10番、承認いたします。

続きまして、11番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番の原田です。議案第42号の11は、3条の規定による所有権移転の申請です。譲渡人と譲受人は———であり、———の所有権の移転ということになります。現地確認、それから譲渡人への聞き取りを7月11日、代理人の行政書士への聞き取りを7月12日に行いましたので、これらについて報告をいたします。

現地は、提供資料43、44ページのとおり、———という集落なんですけど、———というのがあるんですけど、そのすぐ南西側に位置しております。45ページのとおり、譲渡人の自宅が———、その自宅の真ん前に———という、今回譲り渡す農地があるんですけども、これが「田」となってますけれども現況は畑です。現在は、この畑の半分、家側のほうに

近いこの半分は防草シートが貼ってあって、育苗のときの苗箱を並べる場所ということにしているようです。南側半分が、現在、畑として利用されて、耕作というか、今は、キュウリ、里芋、ナス、あとはもろもろ季節の野菜が栽培されております。譲渡人は——歳なんですが、将来を考えて、——、いわゆる譲受人に自宅と自宅前のこの畑、これを——という形になるんですけれども、そういうふうにしたということでした。

この資料の3ページの譲受人のところに経営、自作ということで、——m<sup>2</sup>、——という同じ数字が載っているんですけれども、これ実際には、一のほうがこれ全部、今現在、耕作をしているわけですし、——のほうは全部やっているわけではないんですね。家の前の畑を手伝っているという程度です、——をしていますので。ですから、「——」と書いてありますけれども、一と含めて一人でやるということだろうと思います。営農計画書は46ページにあるんですが、ここにも今までどおり管理していくと。「——管理していく」というふうな書き方がされております。

現状は、ほかの農地は主に譲渡人である一のほうが一生懸命やっているというような状況です。

したがって、農地法第3条第2項の農地権利移動の制限に関する事項については特に該当はせず、許可要件の全てを満たしているというふうに判断をいたします。御審議の方よろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、11番、承認いたします。

続きまして、12番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番、横木です。議案第42号の12番は所有権移転の案件です。現地確認を7月10日、事務局の2名と池田委員で行いました。譲受人及び代理人への聞き取りを7月11日に行いましたので報告します。

現地は資料の48ページを御覧ください。先ほどと似たようなところですけど、——から南に——mくらいのところになります。譲渡人の——は——と——におられまして、家も農地も管理できないということで、今回、家があったんですけど、——の譲受人さんに家の解体を依頼されました。そのときに農地があることを調べて取得しようと思われたそうです。

取得された農地には果樹。51ページに営農計画書がありますけど、果樹と。何本ぐらい植えるか。200本程度を植えたいと。柿、栗、柚子、レモン等を200本程度植えたいとのことでした。農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

1号の全部効率利用要件については、――で耕作されて、農機具の保有状況、私は確認しておりませんが、「特に問題ない」ということを伺っております。

それから、第2号の農地適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定についても該当しておりません。

農作業常時従事要件ですが、――で作業されるとのことで、必要日数についても従事されるとのことです。

第5号の転貸禁止要件ですが、自ら果樹の栽培をされるので転貸禁止要件には該当しません。

第6号の地域調和要件ですが、水利組合の水路清掃には参加されるというのを聞いておりますので、特に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農業第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。皆様の御審議、よろしく申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、申し上げます。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。ちょっと気になったんですが、臨接する――というの、これは米をつくっておられるんじゃないんですか。

○18番 いや、ここは、今は。

○6番 今はやっていないのですか。この方は、確か、大分、稲作をやっておられると思ったんですよ。

○18番 いや、ここは稲作は。今はたしか、何だったかな。初め、ブドウでやって駄目で、今は、果樹は果樹なんですけど、稲作ではありません。

○6番 そうですか。いや、田んぼと何作ってるんですかね。ちょっと気になったものですか。

○藤井会長 よろしいですか。ほかに御意見ございませんか。

この申請地は現況はどういった状況なんですか。

○18番 この近辺ですか。

○藤井会長 いやいや、この申請地。

○18番 この申請地は、去年まで1年間、――が近所の方が耕作されておりました。その他は保全管理をされています。

○藤井会長 で、果樹をやるということなんですけども、これ、盛り土をされる予定があるんですかね。客土される予定が。土を。畑地化。

○18番 それは聞いていないですけど、そのままに植えられると思います。

○藤井会長 一応、一生懸命、果樹を植えられて農家をされるということはあるがたいことだと思うんですけども、――をやられておるとのことで、果樹を植えられるということと客土されていつ

までたっても実際に営農されないケースが多いので、その辺のところはぜひしっかりと把握しておいていただきたいと思いますし。

○18番 代理人の方はさんで、私もちょっと懸念して「残土とか資材置場になるのは嫌だから」という話はしたんですけど、その点も理解されているようです。

○藤井会長 分かりました。それならよろしいかと思えます。

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、12番、承認いたします。

続きまして、13番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番、横木です。議案第42号の13番は所有権移転の案件です。現地確認を7月10日、事務局の方2名と池田委員で行いました。譲受人及び代理人の聞き取りを7月11日に行いましたので報告をします。

現地は資料の54ページにあります。ここはもう3回目の発表になるんですけど、市内方面から——に入って、——があります。その裏、その北側です。

譲受人は、ネットでいろいろ調べていたら、農機具つきで農地を譲り受けられることは分かったので今回の購入に至ったとのことでした。

営農計画書には「水稻作付」とは書いてあるんですけど、農機具はあるんですけど、水稻はすぐやらないよということで、主に野菜と果樹を考えられているようでした。果樹と野菜をやるということですね。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動制限に関する事項について説明します。

第1号の全部効率利用要件について、これは——で耕作されて、農機具の保有状況から見ても農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、——で作業をされ、農作業を行う必要がある日数については従事されるとのことです。

第5号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので転貸禁止要件には該当しません。

第6号の地域調和要件ですが、——の水利組合の水路清掃には参加されるとのことです。支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断し

ます。皆様の御審議、よろしく申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、申し上げます。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。度々恐縮です。さっきと同じような質問なんです、周辺の農地に対する影響、これは問題はないですかね。——とかは「田んぼ」というふうになってはいますが、ここは耕作されておられるのでしょうか。

○18番 耕作されています。

○6番 ということであれば、畑地転換ということであれば、いろいろそのあたりの耕作者との調整とかも要るのかなと思ったりもしますので。農薬の飛散とかは一番いけませんので。お互いに飛散が問題かなと思ったりもしますので、そのあたりに仲よく。

要するに、周辺地域の農地等の利用における影響及び調整状況というのは何も書いていないので、ちょっと「あら」と思ったので、その辺はよろしく願いできればと思います。

○藤井会長 よろしく申し上げます。

ほかにございませんか。よろしいですか。

私のほうからちょっと気になるのは、譲渡人の方、住所が——ということで、今回、恐らく宅地ごと売られるんですね。

○18番 はい。

○藤井会長 宅地の上に——ばかり田が残るんですね。

○18番 はい。

○藤井会長 これは将来的にどうされる予定なんでしょうか。

○18番 それは、5条のところでちょっと出ますけど、どうでしょうか。

○藤井会長 そうですか。そちらのときにまた。

○18番 そうしてください。

○藤井会長 はい。分かりました。すみませんでした。

ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようでしたので、採決に入ります。承認いただける方、挙手申し上げます。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。では、全員賛成ということで、13番、承認いたします。

続きまして、14番、15番、一括上程させていただきたいと思います。地元委員さん、説明をお願いします。

では、事務局に説明してください。これは、保留にしまった案件ですので、事務局のほうから説明をいたします。

○事務局 こちらの42号の14、15についてなんですけれども、前回の総会で無断転用された一—の農地を今後どうするのかというのが主に争点となったんですけれども、総会后にその点について代理人に確認したところです。「資材置場として無断転用されている農地については砂利を撤去し、農地として現状回復を進める」と回答がありました。また、「耕作に関しては、果樹を予定しておる」と。「今年の秋頃から三、四十本程度の果樹を植えて、今後は畑として耕作していく」ということで書面で提出がありました。7月8日頃に現地の方に確認しましたところ、砂利等については撤去されておりまして、農地への現状回復の作業を進めているように見受けられました。

一応、それで、農業委員さんのほうからもちょっとお話があったんですけれども、その後も現状回復のほうを進めておられるようでしたので、現在のところは現地のほうは順調に回復を進めている状態なのかなと思われまして、以上です。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 では、一—の圃場の地元委員さん、今後よろしく。注意して状況を確認しておいていただきたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、14番、15番、承認いたします。

続きまして、議案第43号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第43号、御説明いたします。議案書は5ページ、資料は67ページからとなります。

議案第43号は、農地法第4条の規定による許可申請についてです。今回提出された件数は2件で、転用目的は資材置場が2件です。

受付番号1は、資材置場です。資料は67ページからになります。農地の種別は、集団農地面積5.9haの農地で、施行令第5条第1号に該当する第1種農地です。農用地除外申請中です。

受付番号2は、資材置場です。資料は73ページからになります。農地の種別は、集団農地面積4.1haの農地で、施行令第5条第1号に該当する第1種農地です。農用地除外申請中です。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、松永です。議案43号の1は、自宅と一—の隣地を資材置場として転用したいという案件です。現地確認及びヒアリングを7月10日に事務局2名、熊安委員、推進員の三戸さん、私とで行いました。現地はお手元の資料でありますように、67ページから70ページ、一—から一—m東へ行ったところです。この土地は自己所有の土地です。この件は既に転用されており、今後の農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。規則33条第4号に該当し、

農用地除外申請中でございます。ということで、許可基準を満たしていると思われま。皆様の御審議よろしくお願ひします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見がある方、お願ひします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手お願ひします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明お願ひします。

○11番 11番、農業委員の池田です。議案第43号の2は自宅隣地の農地を資材置場兼駐車場に転用するという申請です。7月10日に横木委員、市職員2名と私の4人で現地確認、7月12日に所有者、7月13日に行政書士さんから聞き取りを行いましたので、その結果を報告いたします。

現地はお手元資料の73ページから74、75を見ていただくと、南側に——があるんですけども、それから、50m程度、左に入ったところにあります。

申請人に話を聞いたところ、——をしており、資材置場兼駐車場としてももう30年程度前に造成したということです。

本件は、——地区の圃場整備事業が進められており、農地でなく転用されているということで申請が上がってきました。75ページの——ですが、第1種農用地区域で、これは原則、不許可ですが、例外規定であります施行規則第33条第4号の集落の接続ということで該当しています。農用地除外申請は県も同意もされているとのこと。現地は既に造成されており、違反転用には当たります。本件は本来なら事前に承認を取ることが必要なところ、事後承認の形になりますが、やむを得ないというふうに判断いたします。始末書は提出されています。

次に、一般基準ですが、転用の確実性や周辺への営農の支障を及ぼすおそれがないことから許可基準に該当すると判断します。皆様の御審議よろしくお願ひします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願ひします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見のないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手お願ひします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、議案第44号ですけれども、大分、数がありますのでちょっと休憩しましょう。そして、ペースアップしたいと思いますので、それからよろしく御協力お願ひします。

15分までちょっと休憩しましょう。

午後 3 時 07 分休憩

午後 3 時 15 分再開

○藤井会長 それでは、再開したいと思いますのでよろしくお願いします。

では、議案第 4 4 号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第 4 4 号、初めに取下げと図面資料の修正をお伝えします。お手元の修正連絡票を御覧ください。

議案第 4 4 号の 1 0 が取下げになりました。

議案第 4 4 号の 7 の図面資料 1 2 3 ページ及び議案第 4 4 号の 1 3 の図面資料 1 6 3 ページになりますが、こちらの農地種別に関する条文の修正をいたします。

それでは、御説明いたします。議案書は 6 ページ、資料は 7 9 ページからとなります。

議案第 4 4 号は、農地法第 5 条の規定による許可申請についてです。今回提出された件数は 1 3 件です。転用事由の内訳は太陽光発電設備が 6 件、資材置場が 3 件、農家住宅が 1 件、住宅の敷地拡張が 1 件、農道が 1 件、農業用施設が 1 件です。

受付番号 1 は、太陽光発電設備です。資料は 7 9 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 1. 5 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第 2 種農地と判断します。

受付番号 2 は、太陽光発電設備です。資料は 8 7 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 1. 5 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第 2 種農地と判断します。

受付番号 3 は、農家住宅です。資料は 9 5 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 4 5. 6 ha の農地で、施行令第 1 2 条第 1 号に該当する第 1 種農地です。農用地除外申請中です。

受付番号 4 は、太陽光発電設備です。資料は 1 0 1 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 2. 1 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第 2 種農地と判断します。

受付番号 5 は、太陽光発電設備です。資料は 1 0 9 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 2. 1 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第 2 種農地と判断します。

受付番号 6 は、住宅の敷地拡張です。資料は 1 1 7 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 3 2 ha の農地で、施行令第 1 2 条第 1 号に該当する第 1 種農地です。

受付番号 7 は、農道です。資料は 1 2 3 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 2 8 ha の農地で、農地法第 5 条第 2 項第 1 号イに該当する農用地区域です。

受付番号 8 は、資材置場です。資料は 1 2 9 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 4 8 ha の農地で、———から———m に位置する規則第 4 5 条第 2 号に該当する第 2 種農地です。

受付番号 9 は、資材置場です。資料は 1 3 5 ページからになります。農地の種別は、集団農地面

積4.8haの農地で、——から——mに位置する規則第45条第2号に該当する第2種農地です。

受付番号10は、取下げになっています。

受付番号11は、太陽光発電設備です。資料は149ページからになります。農地種別は、集団農地面積8.5haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地と判断します。

受付番号12は、資材置場です。資料は157ページからになります。農地種別は、集団農地面積0.06haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地と判断します。

受付番号13は、農業用施設です。資料は163ページからになります。農地の種別は、集団農地面積7.2haの農地で、農地法第5条第2項第1号イに該当する農用地区域です。農用地区域計画変更手続中です。

受付番号14は、太陽光発電設備です。資料は169ページからになります。農地種別は、集団農地面積7.8haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地と判断します。以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番と2番、別々に審議をしますけれども、地元委員さん、説明は、1番、2番、続けて行っていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

○11番 11番、農業委員の池田です。議案第44号の1と議案第44号の2は農地を譲り受けて太陽光発電設備を設置するという申請です。7月10日に横木委員、市職員2名と私の4人で現地確認をしました。7月13日に譲渡人の——、譲受人に電話で確認しましたのでその結果を報告します。

現地はお手元資料の79ページのとおり、——の近くになります。譲渡人は——の方でもあり、今、——が保全管理をしておられているということで、維持管理ができないことからこのたび近くに住んでいる——が窓口となって交渉されたとのことでした。

譲受人は——の法人ですが、事業実施者は——という法人ですが、太陽光の設置とか維持管理はそれぞれの業者に任せているということで、ここの今回の2件は——の——をするというので——のほうにも電話して確認いたしました。——では昨年12月にも1件同じ業者さんが施工されています。年に3回の草刈りを定期的に行うということで、85ページのとおり、近隣関係者と自治会長さんも同意されており、設置に問題はないと思います。

次に、一般基準ですが、転用の確実性や周辺への営農に支障を及ぼすおそれがないことから許可基準に該当すると判断します。皆様の御審議よろしく願いします。

○藤井会長 2番も説明してください、ついでに。

○11番 2番も今の所有者、一緒ですし。

○藤井会長 特につけ加えることはありませんか。

○11番 業者さんも—————で——の—————が施工、管理するという  
ことで。全く一緒です。

○藤井会長 分かりました。

○11番 場所も近くにありますが、——の近くです。87ページの下のほうになります。

○藤井会長 分かりました。説明が終わりました。

それでは、まず1番について審議いたします。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

1番、承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番について審議いたします。何か御意見があればお願いいたします。よろしいで  
すか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。2番、承認いただける方、挙手お願いし  
ます。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の原田です。議案44号の3番は譲渡人の農地を譲受人が農家住宅等建設のため所有権  
を移転し、転用したいという申請であります。現地確認は7月8日に木原小委員長及び事務局と共  
に実施しましたので、その後の調査も含め報告します。資料につきましては、95ページから10  
0ページに載っております。96ページと97ページを開けていただいたらと思います。

申請地は—————から西側にありまして「申請地」という文字が96ページに印字されて  
いますが、ここが—————に該当します。場所につきましては—————という地区になります。第1  
種農地です。

申請地につきましては、以前から保全管理がされていまして農作物の作付は行われていません。  
それから、譲渡人と譲受人につきましては—————の関係になります。

それから、——地区全体なんです、高潮とか洪水ですね。これによる浸水災害が想定されまし  
て、市が建物の建設に規制をしておるところにも該当します。

農家につきましては、住宅建設が緩和されており、今回の申請ということでございます。

それから、譲受人が農家であるかという点について現地確認の時点でちょっと議論がありました。実はこれは今年の——の月例総会で——の所有する農地を使用貸借権の申請で許可した経緯があります。「これが効率よく利用されているかという点で問題がある」ということをそのとき議論しております。その許可した農地というのは97ページのほうに図がありますが、これの農地番号の——、面積が——m<sup>2</sup>ということでありまして、このときの農作物の作付状態を確認したところ、50m<sup>2</sup>ぐらいじゃないかということで1aにも満たないということで、里芋、トウモロコシ、枝豆ですか、こういうものが植えてありまして、全体的に雑草が生えているという状態でした。

7月14日に私のほうから本人に——に出された営農計画書、これを基に聞き取り調査をしまして「作付がうまくいっていないんじゃないか」ということで「今後どうするのか」という質問も投げかけてみて、——の許可した後から植えられたものは現地確認で確認したもののみということで、この後、どうも作付が怪しいというふうな状況で、機械もトラクターその他が野ざらしでずっと雨の中に置いてありまして、前向きなような状態が感じられないというふうにそのときに電話でいろいろと話をする中で思いました。以上です。御審議、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願ひします。

今、説明がありましたように、農家住宅を建てる、適合するかどうかということになるろうかと思ひますけれども、ぜひその点を皆さんに議論していただきたいと思ひます。どうぞ。

○2番 2番、石川です。結果、地元委員さんはこの方を農家と判断したということですかね。どっちかはよう分からんということですか。

○藤井会長 地元委員さん、どうですか。

○5番 そういうことになりますかね。ここに家を建てられるのは97ページの図で——がありますが、これは宅地になっていまして、これはもともと——が住んでおられた実家ということになります。この前の田を埋めて自分の家をつくろうというのが計画でありまして、事務局とも——以前からもちょっとやり取りをしておりまして、——の意向が強くて、それでこの計画はずっと進めてこられたというふうに私も感じておりまして、農業に対する意欲、これはもう少し欲しいなというふうに思うんですが、この辺が感じられないと農家としてどうなのかというふうに自分では思っております。

○2番 分かりました。要は年間の就農日数が何日になるのかとか、その辺だろうと思うんですが、特にこの地域は、今、水害、高潮か。住宅規制がされている、建設規制がされているということらしいので、農家は建てられるという特例がありますが、今後、こういう事例が出てくると特に農家の判断は慎重にやっていく必要があるんじゃないかと思ひます。特例ということになりますけどね。と思うんですが、もう少し今後の計画をはっきりさせていただいたほうがいいんじゃないかと思う

んですが。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。どうぞ。

○10番 10番、貞平です。農家住宅という話ですが、この場合、分家住宅に該当しますよね、分家住宅、分家。そうすると都市計画上、オーケーだと思うんですが、農家住宅じゃなくて分家の場合はどうなるのですか。この分家というのは。

○藤井会長 いや、ハザードマップで分家は駄目です。

○10番 駄目なんですか。都市計画法上はいいんじゃないのですか。都市計画上はよくても3mが。そういうのが駄目なんですか。

○事務局 一応、昨年の7月から高潮の規制がこの——の辺りはほぼ全体的に入っておって、基本的にはちょっと分家も含めて家は建たないというような状態になっております。

○10番 農家住宅はオーケーなのでしょうか。

○事務局 農家住宅であれば。開発許可には当たらないと。

○10番 難しい話じゃの。分かりました。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

事務局、ちょっともう一回、農家の定義、3つほど説明してあげてください。

○事務局 こちらが開発行為に当たらない農業を営むものの居住の用に供する建物となるときに、農業委員会に「農業を営むものであるか」という照会が開発のほうの課から来るんですが、そのときに項目として挙げられているのが、10a以上の経営耕地を有している者、または年間における農産物販売金額が15万円以上ある者、その2つに該当する、どちらかということですが、どちらかに該当する業務に年間60日以上従事する者、そういった項目でこちらのほうに照会があるようになります。

○藤井会長 だから、うちのほうが農家として判断するかどうか、その項目のうち2つ該当するかということで判断しておるんですけれども、そのことを加味した上で今回の事例をどういうふうに判断すべきか、皆さんの御意見をお聞きしたいと思います。どうぞ。

○6番 ちょっと確認なんですが、実際の栽培面積というのはどのくらいなんですか。ほとんど使われていないんですね。

○藤井会長 先ほど言われた50m<sup>2</sup>ぐらい。

○6番 50m<sup>2</sup>。50m<sup>2</sup>というのは5a。5aで15万円上がると……。0.5aで15万円ってとても厳しいような気がするんですけど、いかがでしょうか。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。どうぞ。

○7番 7番、木原です。一緒に現地確認に行きましたけれども、現況は2つの項目に当てはまっていなと判断いたしますが、ただ、むやみにせつかく若者が帰ってくるのを駄目にするのもどう

かという思いもあります。

それと、この場所は、大体、水田地域でありまして、野菜にはまず向いていないと、全て周りは埋まっていますので、できればこの面積があれば水稻を目指してもらような計画を立て直してもらいたいという思いがあります。

○藤井会長 ほかにどうですか。今、いろいろ御意見が出たんですけれども、農家住宅として認めるかと厳密に言えば、これ、とてもじゃない、客観的に見れば引っかけられないということのほうが可能性としては大きいと思いますけれども、片や、先ほど来ありましたようにハザードマップでピンク色になったところは分家住宅さえ建たないというような状況になっておる中で、ここに住宅を建てるというのは農家住宅しかない。ただでさえ地域に若者が帰ってきにくい状況になっておる中で、そういう縛りで家も建てられないという状況になっておる中で、できれば何とか帰ってきてもらえるようにしてあげたいという思いもありますので、そのようなところも含めて総合的に皆さんに判断していただきたいのですけれども。

今、木原委員さんがおっしゃったように、改めて本当に営農計画をここではっきりと見直してもらって、農業をする意思が本当にあるのかどうかを確認できれば私としては認めてもいいんじゃないかなという思いはあるのですけれども、そのようなところは皆さんいかがでしょうか。

とてもじゃない、あくまでも形だけで何とかして建てりゃええんだという思いが見え見えであれば。

それはとても認める要件にはならないというふうに思うんですけれども。どうですかね、皆さん。どうぞ。

○5番 5番、原田です。当初から営農計画書が、でたらめであったと。一番最初の部分が水稻の作付があって、機械をいろいろと持っているというふうな話があって、それを突き詰めたら実は「機械はないよ」というふうな話で、野菜のほうに転換されたというのが、その2月のときに通した計画書でございます。もう一度、本人が真剣に考えて、営農計画、稲作なら稲作でいいと思うんですよ。来年からやりたいと本気で思うのであれば、その意思が分かれば、あればいいんじゃないかなと。私的には思うのは思って。———に戻ってきて一応やりたいと。先で農業の芽が出てくるかもしれませんね。可能性はあると思うんで、その辺の可能性にかけるといふことがあるかなというふうには思っていますけどね。

この前の地域計画の中でもちょっとこの地区、ばらつきがあるところで、1人の人が全部やるという話にはならなくて、いろんな方が複数で地域の農地を埋めようと、そういう話もありましたので、こういった若い方が入ってくるのは確かにいいことであろうというふうには思っています。

○藤井会長 皆さん、同じような思いだと思うんですけれども、これがそういった特例の中で農家住宅を認めるという制度ですので、本当に農家住宅を建てるのに値する人物か、営農計画が出るとか

ということははっきりちゃんとしないと、ここで変な前例をつくるわけにはいきませんので、その辺のところはしっかりと確認した上で許可を出したいというふうに思うんですけども、その辺でよろしいですかね。どうぞ。

○6番 度々すみません。それは、野菜でもいいんですけど、例えば。もうちょっと具体的な営農計画とかを出していただくとかいうわけにはいかないのでしょうかね。経営指標に沿った営農計画ですね。だったら皆さん納得いかれるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○藤井会長 どうですか、皆さん。もう一回、しっかりした営農計画の提出を求めましょうか。それをもって皆さんに判断してもらって。どうぞ。

○2番 2番、石川です。しっかりした営農計画を求めてほしいとは思いますが、その営農計画について、さっき、水稻のほうに向いているんじゃないかということでしたが、機械がないという話なので、一部、作業委託をすとかいうのはオーケーなんですか。

○藤井会長 オーケーと思うけど、事務局、どうですかね。オーケーでしょう、それは。

○2番 普通の農家もそういうふうに行っている方がたくさんあるので、その辺を組み込んで計画をつくられたら計画がしやすくなるんじゃないかと思います。

○事務局 例えば、公社に丸投げとかいうことではなくて。

家庭用、一部、例えば、ここは自分でやりますとか、そういったところがあれば、営農に携わっているといったところも内容によっては認められるところもあるのかなと思います。なので、どこまで頼んでどこまで自分でやるかという、その辺の計画にもよるのかなと。

○藤井会長 その辺のところは従事日数60日ですか、それに関わってくるんですよね。それにして従事日数は足りない、厳密に言えばですよ。一部作業委託というのは当然そういうことはありだと思いますので。

では、事務局、もう一回、営農計画書の見直しを確認してもらえませんかね。その上でまた判断していただくということで。

では、地元委員さん、今回、これは保留という形でよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 分かりました。

では、採決します。今回の案件、保留という形にさせていただきたいと思いますが、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。皆さん同意されましたので、何番か。3番につきましては、改めて営農計画書の提出を求めた上で判断いただくということについていただきたいと思います。

続きまして、4番、5番を上程させていただきます。審議は別々にいたしますけれども、説明は

一括してお願いしたいと思います。地元委員さん、説明お願いします。

○5番 5番、原田です。議案44号の4番は、譲渡人の農地を譲受人が太陽光発電設備の設置のため売買で所有権移転をしたいという申請です。転用したいという申請です。現地確認は7月8日に木原小委員長及び事務局と共に実施しましたので調査も含め報告します。資料につきましては、101から107ページにありまして、102と103ページを開いていただけたらと思います。

申請地につきましては、—————から西側にある第2種農地で—————という地区です。申請地につきましては草刈りによる保全管理が行われており、現地確認時は雑草が茂り始めている状態でした。

申請地の西側にも、ちょっと左上のほうになりますが、103ページの図ですね。譲渡人の所有する農地がありまして、農地番号、—————ということです。ここは、やはり今年の—————の月例総会で、太陽光発電の設置で転用申請があったんですが、審議の結果、設置割合が基準値以下ということで不許可とした農地になります。

譲渡人の話では、不許可の後、また、業者と話をして「こっちのほうにしましょう」ということで申請がまとまったということでございます。

隣地の状況は、南側に住宅が2軒ありまして、それから農地番号は—————で稲作、それから、東側、農地番号は—————ですか、これは保全管理が行われております。

それから、北側の—————は、右の上のほうになりますが、太陽光発電が設置されておるところでございます。先ほどの—————の話をしたんですが、—————の近く、このようになっております。

隣接する土地の所有者への説明は、107ページに記載がありまして、この中で、ちょっと小さくて字が見えにくいんですが、「確認中」というのが宅地のところでありまして、後日訪問して、どう思われるかというのを聞きに行きまして承諾をするというふうな話をしておられまして、ちょうどこのお宅に行ったときに向こうの下請の業者が来て話をされておりました。以上です。審議、よろしくお願いしたいと思います。

次に、44号の5番ですが、これも先ほどと同じで、現地確認も同じです。資料につきましては、109から115ページということで、110ページと111ページを見ていただけたらと思います。先ほどの4号のすぐ近くということになります。

申請地につきましては、雑草が大変繁って、耕作放棄地の緑に近い状態であったということです。

それから、111ページの図で申請地の北側から西側にかけてなんですけど、ちょっと分かりづらいですけど、これは「水」と書いてありますが、大きな川が流れておるといふところなんです。隣接する農地は、先ほど不許可とした農地だけになりまして、東側は太陽光発電が設置されているということでございます。

譲渡人につきましては、管理が困難な状態なので手放したいということでございます。

隣接土地所有者への説明は115ページに記載があります。審議、よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは審議に入ります。

まず4番、審議いたします。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○11番 11番、池田です。私のところも第44号の1番、2番で、  
一、同じ会社なんですけど、この  
はそれぞれの業者がやっておる」ということで、私のところは  
何か、業者が違うとか何かあるんですかね。違うでしょう。ちょっと説明して。お願いします。

○藤井会長 事務局。

○事務局 こちらに関しては  
っと資料のつくりも少し先ほどの1番、2番と違うようなものになっております。

○藤井会長 よろしいですか。

○11番 はい。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。4番、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成で、4番、承認いたします。

続きまして、5番審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ありませんか。

だから、先ほど説明にありました  
になりますので。間に挟まれて最後までこの農地が残ってしまうことになるんですけれども。現状では致し方ないかなという思いがありますけれども。

譲渡人にすれば、これが一つだけ最後まで残ってしまうということになる。

○5番 ここのところは、  
裁したことがあるんですけれども、結局、まとまらなかったって今も残っているということです。

○藤井会長 値段で折り合わんのんですかね。

○5番 新規就農者の方はちょっと遠いところですよ。

○藤井会長 そういうことですね。分かりました。

ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。5番、承認いただける方、挙手をお願いします。

す。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番、横木です。議案第44号の6は、水路を分筆し、所有権の移転をするという案件です。現地確認は7月10日、事務局の方2名と池田委員で行っております。ヒアリングは7月11日に行いましたので、その結果を報告します。

現地の資料は118ページ、先ほどもありましたけど、市内から——に入ってすぐ——  
——あります。その北側になります。

この議案は、議案第42号の13番、所有権の移転に関連しますが、119ページを御覧ください。

地番の——、これが一緒にさっきの所有権の移転ができれば問題なかったんですが、先ほど会長からも質問がありましたが、この——には、今、地域の人が使っている水道ポンプがあります。——

——ので、今回の所有権の移転には上がっておりません。

ということで、——の農地、ここに水路があります。この水路を分筆して取得することで住宅用の、ここには住まれませんけど、住宅の悪水とか——の農地の用水として必要不可欠な水路になります。

次に、この案件に関わる農地法の許可基準について御説明します。

117ページにありますように、この農地区分は第1種農地で、原則、転用することは許可されませんが、施行規則第35条の5号、既存設備の拡張に該当しますので許可基準を満たしております。まだ、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についての許可基準に該当すると判断します。皆様の御審議、よろしくをお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見のないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認いたします。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番、横木です。第44号の7番は、農地を農道に転用し、所有権の移転をするという案件です。現地確認は7月10日、事務局の方2名と池田委員で行っております。ヒアリングは7月11日に行いましたのでその結果を報告します。

現地は124ページを参照してください。先ほどもありましたけど、——から南に150mくらいのところになります。この議案も、先ほどありました42号の12番の所有権の移転に関連しますが、125ページを御覧ください。

過去、ここは無断転用されて、宅地への進入路として利用されていました。ですが、今回、2筆を農用地を農道に転用して、農地への進入路として使用したいという案件で始末書が提出されています。

次に、この案件に関わる農地法の許可基準について御説明します。

資料の117ページにありますように、この農地区分は農用地区域で原則転用することが許可されませんが、法の第5条第2号、本文ただし書きに該当しますので許可基準を満たしております。一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても許可基準に該当すると判断します。皆様の御審議、よろしく申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

○6番 6番、倉重です。ちょっと確認ですが、地番——というのは、実際に道がもうできているということでしょうか。

○18番 そうですね。——。はい。そうです。

○6番 これまで、だから登記はされていなくて、仮の地番ですかね。もう登記されているのですか。

○事務局 はい。

○18番 今回ですね。ですね。

○6番 ちょっと危惧をするのは、——というのが上部のほうに残ると思うんですが、これはしっかり営農されるんでしょうか。

○事務局 このたびの先ほどの3条。——、確かそこに含まれています。

——ですね。失礼いたしました。そちらのほうにも含まれておりますので。こちらも含めて耕作されるということです。

○6番 分かりました。

○藤井会長 よろしいですか。ほかにございませんか。

○6番 もう一点いいですか。——というのがありますよね。これはどういうふうにして進入されるのですか。これは従来は細い道を通して進入されるという解釈でいいんですかね。こちらのほうは何も書いていないんですけど。これはちょっと——と関連するんかなど。これは、あくまでもこれは地番が——に入るための農道をつくりたいということですか。

○事務局 ——からそのままつながって、そこを——に出入りできるかと思うんですけれども、今回の分が——であったり、——など、この一の南側にある農地への進入路として転用されております。

○藤井会長 よろしいですか。

○6番 分かりました。

○藤井会長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ほかに御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、承認いたします。

続きまして、8、9、一括上程させていただきたいと思います。地元委員さん、説明お願いいたします。

○1番 1番の池田でございます。議案第44号の8、9ですけど、譲渡人の農地を譲受人が資材置場として譲り受け、転用したいという申請でございます。

現地確認を7月9日1時半から、事務局2名、石川小委員長、私の4名でいたしました。また、関係者へのヒアリングを7月12日と13日に行いましたので結果を報告いたします。

現地は資料の129と130ページを御覧ください。——から——mくらいのところ。譲渡人の——によると、——のため、長い間、農作業をほとんどできずに困られていたようです。それで、そういうときに譲受人により話がありまして買ってもらうことにされたそうです。

私も調査で何回かお宅を訪問しておりますし、事情は——から聞いております。4枚の田がほとんど、131ページですけど、ほとんどガマの穂で埋まっております。隣接の——の方ですけど、現在、水稻を作付されております。

133ページの図面では土手から進入路が書いてございます。この土手もちょっと高いところですので、御本人に聞きましたら「スロープにして、そこから出入りするようになる」とのことです。

右側に細い水路がございます。それを、現在、水稻を作付されている方が排水用に利用されているところ。この土手の下をくぐりまして。131ページのほうがよく分かりますけど、くぐりまして、南側の水路の方に水が通り抜けるようにできておりますので、「そのあたりを絶対壊さないように」ということで、くれぐれも近所の方、その方以外の方にも御迷惑をかけないようにということをお願いをしました。本人も土などが流れ出ないように。「1mほど地上げする」と書いてございますので気をつけるということでございます。

議案44号の9ですけど、これも譲渡人、譲受人が一緒でございます。ここは現地確認をしまして、ひょっと見ましたら隣の土地、北側の土地がその譲受人の方の土地でございました。借地だそうです。「資材の置場も手狭になった」とか書いてございまして、それと隣だから利便性を

考えてということで、このたび購入されることにされたそうです。また、————のほうにも承認済みだそうです。

資料の129ページと135ページにありますように、農地区分は第2種農地です。また、————は令和7年には移転が完了する予定となっていますので、この辺り、現在の出張所から500m以内くらいの転用がもう少し続くのではないかなと思われまます。以上で報告を終わります。皆様方の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第8号、9号、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番、9番、承認いたします。

続きまして、議案第11号、地元委員さん、説明お願いいたします。

○5番 5番、原田です。議案第44号の11番は譲渡人の土地を譲受人が太陽光発電設備の設置のため売買で所有権を移転し、転用したいという申請です。現地確認につきましては、7月8日に木原小委員長及び事務局と共に実施しましたので調査も含め報告します。資料につきましては、149ページから156ページに、150ページと151ページをお開き願いたいと思います。

申請地につきましては、————から北側ですか、ここにあります、第2種農地で————という地区になります。申請地につきましては、セイタカアワダチソウ、これはたくさん茂っておりまして耕作放棄地の緑に近い状態でありました。譲渡人は管理が困難なために手放したいということでありまます。周囲も太陽光発電がどんどんできているという状況でもありまます。

それから、申請地をぐるりと農地がありますが、北側と西側で稲作がありまして、ほかは保全管理というふうになっております。隣接土地所有者の承諾につきましては156ページに記載があります。審議よろしく願いたいと思いまます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ございませんか。御意見ないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、11番承認いたします。

続きまして、12番、地元委員さん、説明お願いします。

○12番 12番、松永です。第44号の12は農地を資材置場とするために譲り受けたい、転用し

たいという申請です。現地確認及びヒアリングを7月10日に、事務局2名、熊安委員、代理人である行政書士さん、私と行いました。

現地は————、北東へ——kmの第2種農地、いずれの法令にも該当しない農地です。譲渡人が————管理できないということで資材置場として譲り渡すということです。

この業者さんは、——を拠点として、——の業者さんで山口県のほうへの新規事業展開に当たり資材置場を設置することで業務の効率を図り、さらなる工事、売上げの増加を目指したいということで資材置場として求めるということです。

山口県の新規事業展開に当たり、建築資材、重機及び工事車両の保管場所が必要となり、主————までの請負工事の増加を見込んでおられる業者さんです。また、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性、周辺農地の営農条件に支障はないと思われしますので、皆さまの御審議よろしくをお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、12番、承認いたします。

続きまして、13番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、熊安です。議案第44号の13、163ページです。譲渡人の農用地を譲受人が農業用施設をつくるための使用貸借権の申請です。現地確認及びヒアリングを7月10日に、また、事務局2人と松永さんと4人で行いましたので、その結果を御報告いたします。

現地は、————と————との間に位置します。譲渡人と譲受人は——一であり、農園経営のためには、ページ166ページです。166ページを開いてみてください。

ここで事業計画書が出ていますように、タマネギの出荷調整施設1棟と建築面積——m<sup>2</sup>、床面積——m<sup>2</sup>の育苗スペースが必要になってきました。そこで、譲り受けようとする農地は、会社所在地の南側の土地で道路とも接しており、利便性が高いため、ほかに候補地はありませんということで、農業振興地域計画変更届も出されています。ここには、現在、ビニールハウスが2棟建っていて、その中にサツマイモが栽培されていたので「せっかくのところにサツマイモが植えてあるのにそれを全部抜いてしまうんですか」と尋ねてみましたら、「このサツマイモは種芋です」ということで、「もう一応役割は終わりましたので全部処分いたします」ということでした。

また、転用の確実性、転用面積の妥当性についても許可基準に該当すると判断いたします。——の農地を守っていただくためにも出荷調整施設を建設され、将来に向けて頑張ってくださいたいと応援しております。皆様の御審議をよろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見のないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。13番、承認いたします。

続きまして、14番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。この案件は、2回保留になっておりまして、———の———と———との———との中間辺りの土地でございます。一応、以前も説明しておりますけど、この申請地の下、南側に———方が農薬とか肥料とかを使わずに自然農法で野菜をつくりたいという方がおられ、その土地はこの地区の、名前を出しますけど、———という方から借りていらっしゃる場所です。第3条で借りられた場所です。「太陽光に」というお話でしたけど、その太陽光が———にとって好ましくないといいますが、本当に嫌だったんですけど、そういうとてもいい環境のところだったから借りられたという方なんですけど、そこにすぐ上の畑に太陽光ができるという話になりまして、業者さんが、その後、我が家へ来られまして、それから、御本人と最適化推進委員の鍵谷さんにも来てもらいました。それから、局長さんにも担当の———さんにも立ち会ってもらいまして、業者さんと司法書士さんとの話合いの中で、どうしても———が納得がその時点ではいかなかったもので、また違った詳しい資料を出しますということで、話は、一応、中断しました。

その後、なかなか業者さんが動いてくれませんで、資料も、結局、———に届いたのは、昨日……。

届いていないんです。電話が夜かかりましたのが昨夜です。それで、事務局から私も、一応、昨日電話で聞いておりましたので。

今朝、聞きました。それで、———に連絡を入れまして、仕事ですのでメールを入れまして、———も気がつかれて私のほうに電話をくださいました。その後、返事も何もなかったということだったんです。そのあたりもちょっと不親切だなと随分私も思っておりまして、かといって、私が、———のほうちょこちょこ電話するのもおかしい話ですので、本当につくりたいんだったら会社のほうでちゃんとしてほしいという思いが私もありましたし、それが———に対する熱意じゃないかなと思ったんですけど、それもちょっとなかったんですね。それで、ゆうべ、電話を受けられたそうです。

今日の話ですけど、聞きまして、私も「2回保留になっているし、今回はもう通さざるを得ないんですけど、よろしいですか」という確認は得ました。これは最初から———もそうおっしゃってました。でも、「一応、質問したことにきちんと答えてほしい」というのが彼の思いでしたので、

そのあたりが不誠実だったなと私は思います。

今回、これから——のほうに詳しい資料を送られるそうです。会社と——とがそういう細かい自分の思いを一応ちゃんと伝えて、今までも伝えてあるんですけど、それを形にして、業者さんも誠意を示してほしいと私は思っています。

以上ですけど、ちょっと分かりづらいかもかもしれません。事務局さん、もし補足があればお願いします。

○事務局 補足といいますと、これまでの時系列ということで。

5月の総会に1回、最初の申請が出まして、その際に保留となりました。その後、5月30日に先ほど池田委員がおっしゃっていたように、関係者が集まって一度協議を行いました。その際に——のほうから今回の譲受人に対していろいろ質問が出まして「また回答の方を御用意します」ということで一旦その場では終了したんですけども、その後、なかなか説明が進まなかったのも、事務局のほうからも、再三、間に入っておった行政書士であったり、譲受人のほうに「どういう状態になっていますか」ということで、ちょっと催促といいますか、ちょっと話を続けておったところで。一応、先週頃に行政書士から一旦連絡がありまして、この先週末の3連休の間に——にちょっと会って話をするというのを聞いておったんですけども、昨日、「3連休明けにどうなりましたか」ということで行政書士のほうに連絡を取ったら「なかなかちょっと業者のほうと連絡がつかない」と。結果、業者のほうからも昨夜メールが送られてきまして、今朝、それを見たんですけども、「結局、3連休は別の用が入ってしまっていけなかった」と。——のほうには昨日の夜電話をしました。電話をして「ちょっと詳細を説明させてください」とお話ししたところ、——からは問題提起が。「太陽光の設置によっていろいろ問題が起きておるということで、そういう問題提起を行いたかった」ということで。「農地転用に関しては特に反対はしない」ということは回答があったというのが業者から連絡がありました。

一応、業者としては、今後、草刈りであったり、あとは、災害時の緊急対応とかそういったものに関して、業者のほうから「——に対して覚書を締結していきたいということで話を進めていく」ということの申出がありました。それは業者からのみの話だったので、——に実際どのように言われていたかこちらもちょうと分からなかったのも池田委員のほうに今朝こういった連絡があったということで伝えて、——にも確認を取っていただきまして、その結果が先ほどお話しいただいた内容になります。事務局からは以上です。

○藤井会長 説明が終わりましたので審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○5番 5番、原田です。今の話を、——と事務局との話を聞いておるとまだ話がついていないような感じがするんですけど、ここで採決を採って承認していいものかどうかというちょっと疑問が湧いたんでしゃべらせてもらいましたけど。

○1番 私もその辺はちょっと気になりましたので、本人に確認しました。「今回、2回保留しているのでもう話は進むと思うんですけど、いいですか」ということは言いました。そうしたら「それはいいですよ」と。「僕も相手にゆうべ話しているからまたきちんとそういう僕の申入れは聞いてもらう」というふうに言われました。

○藤井会長 どうですか。一応、今まで反対されとった——も業者との間では、全面的ではないけれども今後の覚書等を含めて回答を約束したという前提で承認していただいておりますというふうには事務局も私も認識しております。

○5番 許可後はあれですか。許可後に何かされるんですか。

○藤井会長 だから……。

○5番 採決されてから。

○藤井会長 一応、この覚書等の提出を約束することで承認されたと——が業者との間で、そういうふうには伺っています。

あとは、業者に本当にその約束を守っていただくように促すことしかないと思いますけれども。ということですよ。

○事務局 そうですね。一応、その後の話とか、あとは覚書を実際に締結されたのであれば、その内容とかも業者のほうには提出を求めていく考えではあります。

○藤井会長 いや、覚書の締結はするという約束をただけよ。今後締結するんでしょう。

○事務局 そうですね。今後、締結すると。なので、覚書の内容も今後詰めていくと。現時点では——としては全体の計画としては反対しないというのを、昨日、意思を確保したという段階です。

○藤井会長 そういうことなんですけれども、それでは物足りませんか。この委員会としてはそれを前提に承認したということで、あくまでも今後の業者の出方については約束を守っていくように注視していただけると。そこら辺のところもよく事務局にしっかり協力してあげてほしいと思いますので。ということです。よろしいですか。

○5番 了解です。

○藤井会長 ほかにございませんか。よろしいですか。どうぞ。

○11番 11番の池田です。今のでちょっと戻るんですけど。

今、連休間で説明するというのが「ちょっとほかの用事が入ったから」というような理由とか、覚書も交わすけど現時点では交わされていない。今まで1か月保留してかなり時間がたっていますが、やはり口頭と文書で残るといのは大分違いますよね。そんなことも、決めたら、転用が下りたらもう一気にそっちのほうへ入ってしまうということで、その辺がちょっとどうかなど。やはりせつかく向こうも言われておられるんだから覚書だけで、本人も反対ではないけど、そういうものを交わしていただいて、そういう資料があった上でもう一回やるというのもどうかなという気は

するんですけど。先に決定しておくとうかかなというのは。今までが、皆、白紙になってしまうと  
いうことがあったら、言うた言わんというようなことになるとう困るといことがあります。

○藤井会長 でも、その辺のところは、一応、今まで反対された御本人が、そこで、今、現時点で信用  
できんからと言われりゃそれは考える話ですけれども、もうそれはそれで「許可前提でよろしい  
ですよ、今後の覚書も業者との間で約束してもらいましたから」というふうにおっしゃるなら、そ  
れはそれで今後問題が起きないと私は思うんですけども。農業委員会がそこで責任を持って、そ  
んなもの信用できんからしっかりしてからじゃないと契約させんといべきかどうかは疑問がある  
んですけども、いかがですかね、その辺は。

ちゃんとしこりがないようにしっかりと契約書を交わしてからじゃないと前に進ませんとおっし  
やるならそれはそれも考えますけれども。少なくとも当事者同士が現時点ではこの状況の中でお互  
いが納得し合つるといふうに判断しておるんですけども。

どうですかね、皆さん。

○6番 度々すみません。6番の倉重です。今の業者さんの対応なんです、やっぱり個人的にはち  
よっと不誠実なところもあるのかなと思います、はっきり言いまして。もう3か月もたとうとして  
いるのにちゃんとした資料がつくられていない、これはどういったことなんであろうかと思うので  
あります、私としては。切羽詰まって電話する、そういうところもどうも気になるんです。もうち  
よっと時間があれば農業者としてもお話ができるのかなと思います。もうぎりぎりになって連絡す  
るとどうしようもないのかなという気もします。その辺は、皆さん、いかがでしょうか。

○藤井会長 それは、確かに私もそんなに思いますけれども、現時点でも当事者同士が納得している  
のですからね。当事者は納得しているけれども、農業委員会が不誠実だから許さんといべきかど  
うかちゅう話ですよ。どうですか。

○1番 ———も「仕方がないから」という感じで納得していると言われていと思うんですけど、  
私も先ほどから言われていることは分かります。3連休の間に来れないのなら来れないと電話ぐら  
いしてくれてもいいと思うんですよ。それも全然なかったというのも本当に不誠実だなと思いま  
す。———で見れば、ここまで引っ張ってこれ以上あれしてはいけないからという感じがあるの  
かなという感じにも取れました。

○藤井会長 やはりさっきの話ですよ。当事者本人が渋々でも了承しとる中で業者の対応が不誠実で、  
この委員会として対応がちょっと誠実ではないから保留にすると。するべきだとおっしゃるならし  
ます。その辺は堂々巡りになりますから決を採りましょう。状況はそうです。お互いが渋々ながら  
了承しとる状況で、今後の対応について当委員会が今までの対応も含めて不誠実過ぎる、しっかり  
ともう一回確認してから許可を出すというほうがいいのか、どちらかだと思いますので。皆さんが  
おっしゃるように、対応をしっかりさせて、白黒をつけてから農業委員会が判断すべきだという方

は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 では、逆に、状況はそうだけれども、あくまでも性善説にのっとって業者が真摯に対応してくれることを期待しながら現時点では農業委員会として許可を出すことにやぶさかでないと思われる方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。賛成多数ということで、現時点ではあくまでも業者と交渉人のやり取りの中の展開を尊重して今後の真摯な対応を期待するという前提で許可したいというふうに思いますので、14番、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。賛成多数ということで、14番、承認いたします。

あとのいろんな処理は、事務局、対応をよろしくをお願いします。

○事務局 恐らくこちらの業者なんですけれども、今も農地種別の照会もたまにかかってくるような状態ですので今後も恐らく転用を考えておるのかなと思われれます。

事務局としても、今回の業者の対応についてはいろいろと気になる点も少なからずございましたので、今後もこの業者の動きについては注視をしていきたいと考えております。

○藤井会長 よろしくをお願いします。

それでは、議案第45号、議案第46号、一括上程させていただきます。事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第45号、46号、初めに議案の修正をお伝えします。お手元の修正連絡票を御覧ください。

議案書13ページ、議案第46号の3の契約の始期を修正します。では、御説明します。議案書10ページからです。

議案第45号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条により改正前の基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の取得、議案第46号、農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用集積等促進計画の公告）について御説明します。

議案第45号、46号につきましては、県で公告予定の利用権設定が3件になります。農地の集積面積は5,916m<sup>2</sup>です。

議案第45号で、やまぐち農林振興公社が借り受けた農地の全てを議案第46号によって貸付けを行うものです。御審議のほど、よろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見、御質問を受け付けますとともに地元委員さんとして何か御意見があればお伺いしたいと思います。では、お願いします。ございませんか。よろしいで

すか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見がないようですので、採決に入ります。議案第45号、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成で、議案45号、承認いたします。

次に、議案第46号、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案46号、承認いたします。

続きまして、議案第47号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第47号、初めに議案の修正をお伝えします。

別冊資料の議案番号が48号の1となっていました、47号の1になります。修正いたします。

それでは、御説明いたします。議案書は14ページ、資料は別冊となっております。

議案第47号は非農地判断についてです。今回、提出された件数は1件で117筆10万6,817m<sup>2</sup>です。

受付番号1は、——の農地です。現地確認の結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地で非農地と判断するものです。御審議のほど、よろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは、地元委員さん、説明をお願いします。

○6番 6番、倉重です。では、6月7日と10日にわたりまして、6月7日は終日、6月10日は午前中、事務局延べ3名と吉武推進委員と私、4名体制で非農地判断をいたしました。

受付番号1番、地区は——となります。2番から10番までは——になります。順を追って説明してまいります。

まず、——、1番から4番ぐらいまでは6月7日にやったんですね。

1番から行きます。1番は——でして、これはちょっと背景を言いますと、ここは農道が軽トラが通れるような農道が全然ないんですね。砂利が多いような農地ばかりでありまして、皆さん、耕作が困難ということで、現状、①から行きますけど、——、ちょっと地番は省略します。①、②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪まで。受付番号1番ですが、いずれも山林の様相を呈しておりまして農地と言える状況ではありません。

2番。2番もずっと御覧になっていただくと分かと思いますが、1番、①②③④⑤⑥⑦もいずれも山林の様相を呈しておりまして、これは農地として実現がちょっと厳しいということでもあります。

次、受付番号3番の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩、それから⑪⑫⑬まで、いずれも山林の様相であります。

次、4番、①②③④⑤⑥⑦⑧まで、いずれももう山林化しております。

次、受付番号5番、①②③④⑤⑥⑦⑧ですね。それが山林となっております。

6番、①②③④⑤⑥ですね。それが山林となっております。

受付番号7。①②③④⑤、これが竹林となっております。

それから、受付番号8番、①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫が山林や竹林となっております。

受付番号9番、①②③④が山林や竹林であります。

最後、受付番号10番、①②③④⑤⑥⑦まで、いずれも農地法第2条に規定する農地とは言えないと思いますので。ちょっと早口で恐縮でしたが、皆さんの御審議、お願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第47号、承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第47号、承認いたします。

議案審議は以上でございます。

報告事項は第42号より48号まででございます。目を通していただいて、何か御意見があれば伺いしたいと思います。

○事務局 すみません。報告の第44号で1か所ほど修正がございます。

議案書の29ページの申請番号1について、解約申入れ日、引渡し日が修正になります。失礼いたしました。

○藤井会長 何かございますか。また何かお気づきの点があったら問合せいただければと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 では、以上で締めたいと思います。

午後4時47分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年 7月17日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員